

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 29 年 11 月 30 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700114号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700060号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成18年7月10日の標準賞与額に係る記録を45万2,000円とすることが必要である。

平成18年7月10日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月10日

私は、育児休業期間中であった請求期間にA社から賞与を支給されていたが、その標準賞与額の記録がない。調査の上、年金額に反映するよう請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳(写)及びA社を合併したB社から提出された請求者に係る賞与台帳により、請求者は、平成18年7月10日にA社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成18年*月*日から同年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われな旨定められている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳における賞与額から、45万2,000円とすることが必要である。